

Information

お知らせ

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院の院内感染対策は、院内感染の防止に努め、院内に関わるすべての人を守るために「標準予防策(スタンダードプリコーション)」の観点に基づいた医療行為を実践しています。合わせて感染経路に応じた予防策を実施しています。また、院内外の感染症情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する活動体制をとっています。院内感染 対策活動の必要性、重要性を全部署及び職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行っています。

2. 院内感染対策の組織体制と取り組み

院長、各所属長等で構成された、対策方針を決定する「院内感染防止対策委員会」を設置し、委員会は月1回、必要時には随時開催します。

3. 院内感染防止対策のための職員に対する教育

年に2回以上の全職員を対象とした院内感染防止対策に関する研修会を開催し、職員の感染対策に関する意識や知識向上に努めています。

4. 院内感染発生時の対応体制と取り組み

各部署からの感染症発生報告体制がとられており、感染防止対策を適切に実施するとともに、全職員に情報提供し、注意喚起を行っています。

5. 院内感染発生時の対応体制と取り組み

感染症患者が異常発生した場合は、速やかに感染源や感染経路を究明し、感染拡大防止に尽力します。また、必要に応じて行政機関への各種の届出や連絡を行います。

6. 患者さんへの情報提供

感染症の流行が見られる場合には、掲示などで広く院内に情報提供を行います。合わせて手洗い・マスク着用などについて、感染防止の理解と協力をお願いします。

当院における院内感染防止対策に関する取り組み事項は院内に掲示し、また、院内感染防止対策指針閲覧の求めがあった場合はこれに応じ、積極的な感染防止対策推進に努めます。

7. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針

当院では、抗菌薬適正支援チーム(AST)が抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

8. 他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

9. 感染対策における地域連携

当院は、感染対策向上加算1医療機関として、感染対策向上加算2または3および感染対策向上加算の届出を行った医療機関と連携し、地域全体の感染症対策を支援しています。

必要に応じて、保健所や連携施設に助言を求めるなど連携を図ります。

令和7年4月
福岡山王病院
病院長



福岡山王病院
FUKUOKA SANNO HOSPITAL